議長	副議長	局長	課長	回議	主務
				松澤	笹原

弁明書

令和8年7月10日(金)

新村　文幸

木島　信秋

高野　早苗

成川　正幸

柴沢　太郎

中野　得雄

家敷　誠貴

議会事務局
-8.7.13
受付印

はじめに

本件は、2026 年 3 月に報道された市長に関するパワハラ記事をめぐり、 市役所内部での情報管理・説明内容に複数の矛盾が生じたため、 事実関係の確認を求めたところ、これが「パワハラ行為」と主張された。

◆事実経過

① 2025 年 12 月

翌年 4 月の市長選を控え、【早期退職を視野に動く職員がいる】との情報が流れる。

② 2026 年 3 月 5 日：朝刊で市長のパワハラ報道

同日 13:30

- 長田総務管理部長
- 木島議員
- 高野議員
- 柴沢議員

の 4 名が市役所 4 階応接室で報道内容について協議。

長田部長は

「今回の話は寝耳に水。アンケートは厳重なセキュリティのもとに管理しており、一体誰が漏らしたのか分からない」 と説明。

しかし実際には、前日夜（3 月 4 日）の段階で

- タクシー代行運転手が「翌日報道されること」を知っていた
- 市内企業の社長に情報が伝わり、市内で情報が拡散していた

という事実が確認されていた。

さらに同じ前日夜、 長田部長を含めた職員 3 名が市内飲食店で同席しており、 店の女将から、「明日の報道が楽しみだ」 との声が漏れ聞こえたとの情報もある。

これらの事実は、長田部長の説明と矛盾している。

③ 2026 年 3 月 9 日：調査要求書の提出

3 月 5 日に聞いた説明内容の矛盾。嘘や偽りが明らかになっていたことや、情報管理の疑義を踏まえ、 長田部長に対し「調査要求書」を提出。

これに対し、「その行為がパワハラである」との主張がなされ、 812 名の署名を添えて政倫審の開催が要求される。

④ 2026 年 4 月上旬：監査委員によるアンケート確認

浦田代表監査委員が職権で総務課長にアンケート内容の開示を求めたところ、 課長は、

「アンケート内容は消去されて存在しない」 と回答。

監査委員が設問だけでも見せるよう求めた。

設問を見た代表監査は、

「設問は 2 つと意見欄のみ。人を貶めるために作ったアンケートだ」 と強い口調で述べ、監査委員はアンケートの構成に強い疑義を示した。

1. 前総務管理部長による「虚偽文書作成」の疑い

本件政倫審審査請求書は、当時総務管理部長という行政の中枢にあった長田等氏が一人でやったと述べていた。しかし、その添付書類の実態は、条例が要求する「自署による連署」とは到底認め難い異常な構成である。

「委任状は 60 通あり…全てが同じ様式、同じ日付（令和 8 年 3 月 23 日付）での作成となっている。」

この事実は、署名簿の大量代筆を前提に、形式的に“連署数を水増しした”疑いを強く示すものであり、地方公務員が職務に関連して虚偽の文書を作成した場合、刑法第 155 条以下の「虚偽有印私文書作成罪」が成立し得る。

2. 署名簿の構造が「偽計」に該当する疑い

署名簿は 134 葉、2,010 人分の欄があるにもかかわらず、署名は 812 人分しかなく、署名が 1～4 筆しかない白紙同然の葉が多数存在する。

「署名 1 筆のものが 12 葉、同 2 筆が 25 葉、同 3 筆が 16 葉、同 4 筆が 22 葉など」

このような綴りは、条例が要求する「連署」とは到底言えず、署名簿の体裁だけを整えて“人数が多いように見せかける”偽計的手法と評価され得る。

さらに、委任状 60 通に加え、同居家族欄 55 名の記名があるため、少なくとも 115 名分が代筆であることが確定的である。

「少なくとも 115 人分は代筆による署名簿への記載と認められる」

条例施行規則は「住所、氏名及び生年月日は、自署すること」と明記している以上、代筆は原則無効であり、代筆を大量に含む署名簿を“有効な連署”として議会に提出した行為は、議会事務局の業務を誤信させる偽計業務妨害（刑法 233 条）に該当し得る。

3. 総務管理部長の立場、故意性が強く疑われる

長田氏は、条例・規則の内容を当然熟知している立場である。それにもかかわらず、

- 同一様式・同一日付の委任状を 60 通作成
- 代筆を大量に含む署名簿を「連署」として提出
- 署名簿の体裁を整えるために白紙同然の葉を多数綴じ込む

これらの行為は、「代筆が無効であることを認識しながら提出した」故意性を強く示す。

「代筆の無効を認識しながら当該政倫審審査請求を行ったとすれば…被害届の提出や刑事告訴を検討すべき事案」

これはまさに、 虚偽有印私文書作成罪（刑法 155 条） 偽計業務妨害罪（刑法 233 条） の構成要件に合致し得る重大事案である。

4. 署名簿の適法性についての議長の判断の欠落

黒部市議会議員政治倫理条例施行規則・様式第 2 号（注）1 には、

「住所、氏名及び生年月日は、自署すること」 と明記されている。

これは、署名は本人が自ら記載しなければならず、代筆は原則無効であることを示す明確な規定である。

しかし本件審査請求の署名簿には、

- 60 通の委任状
- 同居家族 55 名の記名

（すなわち、812 名中 115 以上が代筆と認められる構造）

が存在し、少なくとも署名簿の 1/7 以上が代筆であることが明白である。

にもかかわらず、議長は自署義務の適否を検証することなく受理しており、これは議長としての適法性審査義務の懈怠である。

5. 署名簿の構造自体が「連署」と呼べる水準にない

署名簿は 134 葉、2,010 人分の署名欄を有するが、署名は 812 人分であり、記載率は 40%に過ぎない。

1 筆しかない葉が 12 枚、2 筆が 25 枚、3 筆が 16 枚など、署名簿の大半が空欄のまま放置されている異常な構造である。

このような署名簿が条例 5 条 1 項の「連署」に該当すると議長が判断したのであれば、その根拠を示すべきである。

6. 議長の受理行為は「重大な落度」である

議長は、

- 自署義務の明文規定を確認せず
- 大量の代筆を看過し
- 委任状 60 通という異常な状況を検証せず
- 署名簿の構造的異常を見過ごし
- 根拠なき事務局回答を鵜呑みにした

という複合的な判断ミスを犯している。

議長は審査請求の適法性を担保する最後のチェック機能を担う立場であり、その責務を果たさなかったことは極めて重い。

7. 報道映像の「ハラスメント性」欠如

政倫審審査請求の根拠として、TV 報道で連日放映された映像が用いられた。しかし、当該映像を視聴した市民の多くは、その行為をハラスメントと感じていない。

さらに、映像を何度確認しても、「期限までに回答がなければ百条委員会を設置する」と声高に威圧的に述べる場面は存在しない。

つまり、政倫審請求人が主張する「ハラスメント性」は、映像の客観的内容と一致しておらず、審査請求の前提事実が根本から揺らいでいる。

このような状況で、虚偽の事実認定を前提に署名簿を大量代筆し、審査請求を行ったとすれば、虚偽文書作成の故意性は一層強く疑われる。

8. 反対派議員のみで構成された政倫審

政治倫理審査会は本来、「市民代表」「学識経験者」「行政経験者」など多様な構成により、公平性を担保すべき制度である。

しかし、今回の政治倫理審査会は、市長選で対立した反対派議員のみで審査会を構成し、意見を聞く弁護士の選定過程は相手方主導であり、政治倫理審査として求められる中立性・多角性を著しく欠いている。

また本件では、 反対派が選定した弁護士のみで構成される審査会が、 長田氏の主張をほぼそのまま採用した。

これは、「反対派議員だけで構成された政治倫理審査会は、「公平性」・「中立性」「多角性」といった観点から制度として成立し得るのか」という根本的な疑問を生じさせる。これは、審査会の制度趣旨に反し、審査の公正性を著しく損なうことである。

9. 長時間の答弁内容が「報告書・意見書」に反映されていない異常性

政治倫理審査会では、我々は長時間にわたり詳細な答弁を行った。しかし、 その内容が報告書や意見書にほとんど反映されていない。

これは、

- 審査会が事実の精査を行っていない
- 予断をもって結論ありきで審査した
- 一方当事者の主張のみを採用した

という重大な疑念を生じさせる。

審査会が我々の答弁を事実上無視したのであれば、 審査手続の適正性は根本から失われている。